

第6章

本人意思の確認・尊重と意思決定支援

本人意思の確認・尊重のポイント

1 本人への情報提供とエンパワメント

- ・現在の状況や支援の方法、今後の生活についての見通し等についての情報提供や様々な支援をすることで、本人が自分の状況や望ましい生活の在り方を客観的に考えられるよう働きかける。
- ・本人の意思は確定しているものではなく、支援の過程でも変化しやすいことを理解する。

2 本人の表情・言動への注意

- ・関係者からの情報収集やカンファレンスでの意見交換の中で、ストレートに表現されなくても意思を読み取れる表情や言動についての情報が得られることがある。
- ・認知症だから分からないと決めつけるのではなく、快・不快や、したい・したくない等意思表示をしやすい言葉かけを工夫したり、自然な対応で様々な感覚を生かしたコミュニケーションを心がける。

3 本人と虐待者の同席場面と分離場面の違いの観察

- ・本人と虐待者が一緒の場面と、分離して同席しない場面との違いをみる。本人の怯え、リラックスの状況を表情などから観察し、本人の感じ方を探る。

4 分離により落ち着いた環境の中で本人の状況を観察

- ・高齢者をショートステイなどで一時保護し、ケアの行き届いた落ち着いた環境の中で高齢者の状況を観察し、適切と思われる対応策を検討する。

5 主たる協力者の発掘

- ・本人の考え方や意思をある程度把握し、代弁できると見られる協力者を家族、親族、近隣住民等から探し出す。
- ・本人の意思表示がはっきりしていた時のことを知る人から、本人の考え方やパーソナリティの傾向についての情報を収集し、それを踏まえて本人にとってより良いと考えられることを判断する。

6 本人の利益を多角的に考える

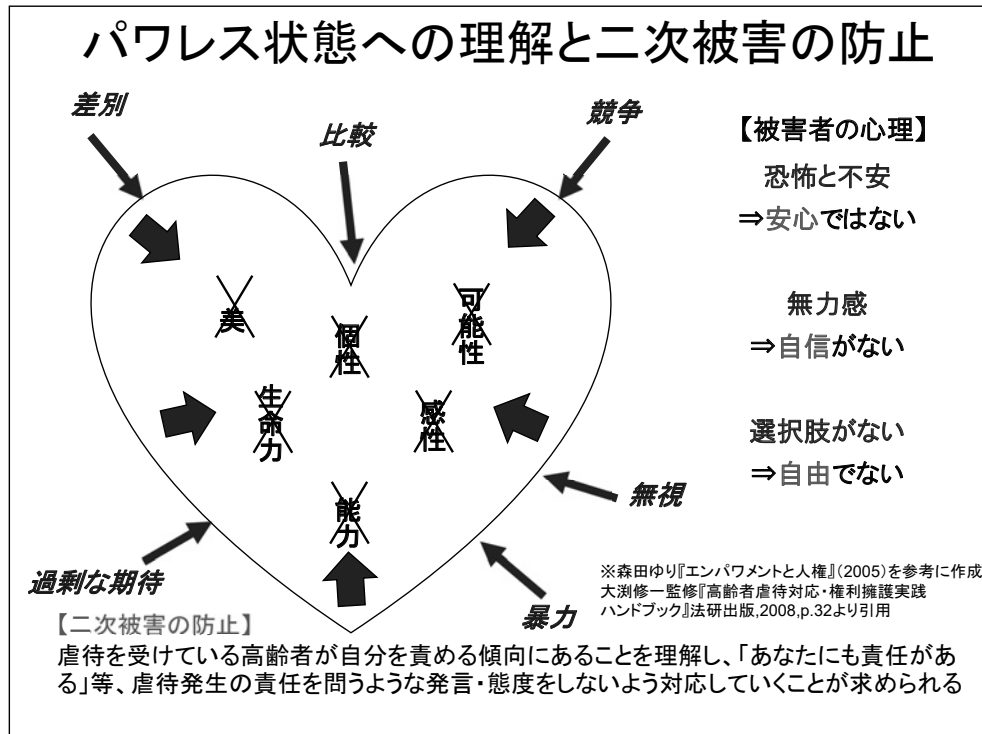
- ・本人が人としての尊厳が守られた生活を送れることを前提として、何が本人の利益にかなうのかを様々な立場から多角的に考える。

7 必要に応じた権利擁護事業の活用

- ・必要に応じて、地域権利擁護事業や成年後見制度を活用し、本人の身上監護の実施や後見的立場の人材確保を行う。

(東京都 p112 より)

◇パワレス



◇トラウマ

- 1 ト라우マとは、「何らかの出来事によって引き起こされる心の傷」のことを言う
- 2 ト라우マ反応（トラウマによって引き起こされる変化）
 - 1) 心の病気の症状
うつ病や不安障害、アルコール依存等さまざまな病気の原因となる
 - 2) PTSD 症状（事故・事件のあとも、当時の記憶にとらわれて苦しむ主な3つの症状）
 - 再体験（フラッシュバックに悩まされ、生活が困難になる）
 - 回避・まひ（似たような状況をおそれ、さけようとする）
 - 過覚醒（常に緊張していて、物音や接触をこわがる）
 - 3) ASD（急性ストレス障害）症状
 - 解離（感情がまひして、悲しめなくなる）
 - ・本当はつらいのに、感情にならない
 - ・自分はつらくないと思ひこむ
 - 心理面（責任を感じて自己評価を下げ、消極的になる）
 - ・恥ずかしさや責任感に悩む
 - ・強く自己否定をして、生きる気力を失う
 - 身体面（不眠や息切れ、集中力の低下がでる）
 - ・不安やいらだちが身体症状に現れる（過呼吸症状、手足の震え、極度から体調不良に）
 - ・症状が怖くて外出できない
 - ・不眠症で日中の活動に影響がでる。

（出典）飛鳥井望「PTSD とトラウマのすべてがわかる本」2007 年、講談社を参考に作成

自己決定の尊重と生命・安全の重視

● 自己決定を引き出す支援（パワレスへの支援）

虐待を受けている高齢者は、恐怖や不安のあまり生きる意欲を失ったり、自分が悪いと思いつみ今の生活以外に選択肢がないと思ってしまったりすることがあります。そして「このままでもいい」「助けてほしいと思っていない」と表現することがあるのです。このような状態をパワレスといいますが、「暴力を受けていることはあなたの責任ではない」「私たちはあなたを助けたい」というメッセージを伝え、受容的、共感的コミュニケーションをとることが求められます。

また、高齢者の気持ちを引き出し、自分で自分のことを決める「自己決定」を支援していく必要があります。自己決定を引き出すためには、「適切な情報提供」「安心・安全な環境での本人の意思の確認」「自分のことを自分で決めるという経験への支援」がポイントとなります。

「適切な情報提供」…音声の言葉だけでなく、文字や絵、写真等を用いた説明のほうが、伝わりやすいことがあります。どのようなコミュニケーションが本人に適しているかを確認しながら、いくつかの選択肢を示して、選んでもらうことが大切です。

「安心・安全な環境での本人の意思の確認」…虐待を受けている場所、虐待をしている養護者の前で「怖い、逃げたい」という意思を示すことはできません。本人が、自分の真意を表してもよいと思えるような環境で意思確認をすることが求められます。例えば、一時保護を行い、そのうえで意思確認をするということも考えられます。もし、その時に「逃げたい」と言わなかったとしても、何度も確認することも大切です。なぜなら、本人の気持ちが変わっていくことがあるからです。

「自分のことを自分で決めるという経験への支援」…虐待を受けている高齢者のなかには、幼い頃から今まで、親や配偶者、自分の子どもに、自分に関わるすべてのことを決められてきたという人がいます。このような自己決定の経験のない人については、最初から大きな決定（例えば「家を出て施設に入る」というような決断）を迫るのではなく、小さな決定（例えば「定期的に包括センターに行って、家での虐待の状況について話すことを約束する」等の決断）から支援していくことも一案です。この場合は、緊急性の判断をしながら行うことになります。

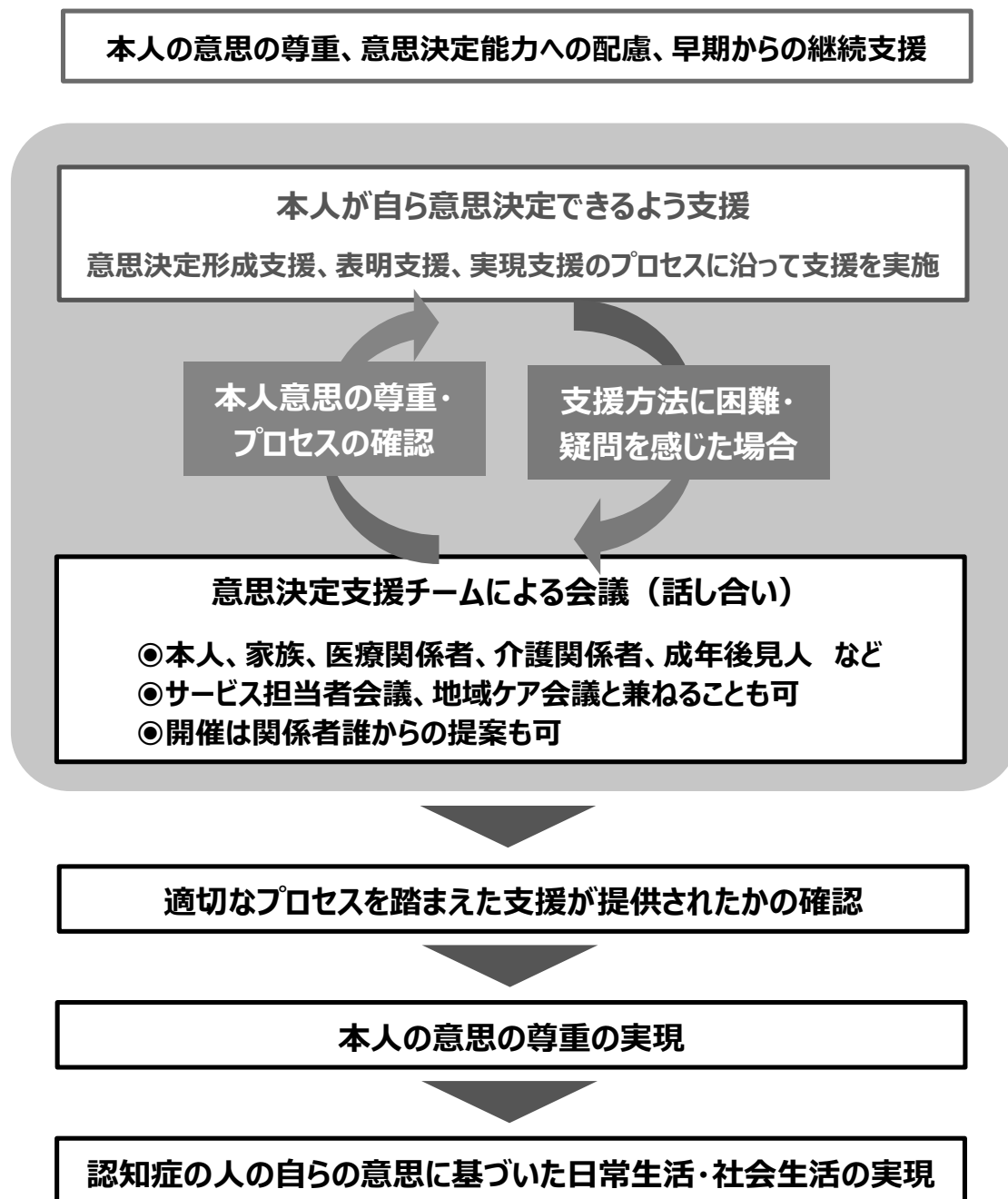
● 利益衡量の視点

虐待を受けている高齢者が、認知症に起因して自分のしている選択が自分にどのような事態をもたらすのかを適切に判断できないという場合もあります。判断力が低下するなかで行われている自己決定を鵜呑みにし、その自己決定を前提とした支援が高齢者の生命・健康の危険に直結するということが予測される場合は、その時において、自己決定権と生存権のどちらを擁護することがより本人のためになるのか、利益衡量の視点で支援の方向性を決定していきます。利益衡量とはこのように、本人のどちらの人権を尊重することがより本人のためになるといえるのかという考え方をすることをいいますが、高齢者虐待対応では、この利益衡量をしながら、虐待によって命が失われていくこと、生活が破綻し取り返しがつかない状況になっていくことを見逃さないことが大切です。

（出典）「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」（平成30年6月）一般財団法人長寿社会開発センターp.167-168より引用

②「意思決定支援」の概念・プロセス

【概念図】



出典) 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン」(平成30年6月) p11より

日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎意思決定支援と環境
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎本人の意思形成の基礎となる条件の確認 (情報、認識、環境)
- ◎必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎本人の正しい理解、判断となっているかの確認



意思表明支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎意思表明場面における環境の確認・配慮
- ◎表明の時期、タイミングの考慮 (最初の表明に縛られない適宜の確認)
- ◎表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認



意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

出典) 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン」(平成30年6月) p 12より